



## 市老連だより 15

平成 31 年 2 月 14 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤静男

### 【訪問リハビリテーション費】の減算の扱いでQ & A 厚労省

時下、ますます、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は2月5日、2018年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.8)を都道府県などに事務連絡しました。訪問リハビリテーション事業所の医師が、自身は診療をせず、ほかの医療機関の医師から情報提供を受けて、リハビリテーションを計画・指示した際の取り扱いに関する内容。この場合、情報提供する側の医師が適切な研修を修了しているなどの要件を満たせば、基本報酬から20単位減算した上で、【訪問リハビリテーション費】などを算定してよいことになっています。この扱いの期限は当初、19年3月末までとされていたが、厚労省はこれを21年3月末まで延長。疑義解釈には、情報提供をする医師に対して、実施時に「平成33年(21年)3月31日までに適切な研修の修了等または受講を予定している」などと記載することが望ましいとの考えを示しました。今回の変更に伴い、「Q & A (Vol.1)」（18年3月23日付）の間60は削除します。

詳細資料については、下記URLにアップされています。あわせてご覧ください。

[http://www.a-kaigo.gr.jp/admin\\_wp/wp-content/uploads/2019/02/Q & A \(vol8\) .pdf](http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2019/02/Q&A(vol8).pdf)

#### 【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10  
大阪市立社会福祉センター 311  
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612